

審査ニュース 249号

請求レセプトの一次審査および再審査
における審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける吸入薬指導加算や内服薬における薬剤調製料および調剤管理料、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の請求事例についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】吸入薬が処方されていない月の吸入薬指導加算の算定について

【事例2】内服薬における薬剤調製料および調剤管理料の算定について

【事例3】医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

事例1 (返戻事例) 吸入薬が処方されていない月の吸入薬指導加算の算定について

〈処方〉

アジルバ錠40mg 1錠
 フェブキソスタット錠10mg「DSEP」 1錠
 1日1回 朝食後 60日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方			調剤数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料	薬剤料		加算料		
1	1	6.6	6.6	アジルバ錠40mg 1錠 フェブキソスタット錠10mg「DSEP」 1錠 【内服】1日1回 朝食後	22	60	24 60	1320		
摘要										

薬学管理料
吸 1 30

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 Q、喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者であって、吸入薬の投薬が行われているものに対して管理および指導を行う場合に算定できるとなっていますが、いかがでしょうか?



〈審査結果〉返戻

吸入薬指導加算は、「喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者が吸入薬を適切に使用し、治療効果の向上や副作用の回避に繋がるよう、文書および練習用吸入器等を用いて、吸入手技の指導を行い、患者が正しい手順で吸入薬が使用されているか否かなどの確認等を行い、保険医療機関に対し、吸入指導の結果等を文書により情報提供を行った場合に、3月に1回に限り30点を所定点数に加算する」となっています。また、調剤報酬請求書および調剤報酬明細書の記載要領において、「吸入薬が処方されていない月に算定する場合には、対象となる吸入薬の調剤年月日および吸入薬の名称を摘要欄へ記載すること」となっています。このケースでは、摘要欄にコメントの記載がないことから、返戻処理となりました。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p58~59、p810、令和4年版 保険調剤Q&A p146~148 参照>

正しい請求例

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方			調剤数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料	薬剤料		加算料		
1	1	6.6	6.6	アジルバ錠40mg 1錠 フェブキソスタット錠10mg「DSEP」 1錠 【内服】1日1回 朝食後	22	60	24 60	1320		
摘要 吸入薬の調剤年月日(吸入薬指導加算): 令和5年5月30日 吸入薬の名称(吸入薬指導加算): フルティフォーム125エアゾール56吸入用										

薬学管理料
吸 1 30

審査ニュース

事例2 (査定事例) 内服薬における薬剤調製料および調剤管理料の算定について

〈処方〉

ザクラス配合錠HD	1錠
1日1回 夕食後 60日分	
ジルムロ配合錠LD「武田テバ」	1錠
1日1回 朝食後 60日分	

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	1.6	1.6	ザクラス配合錠HD 【内服】1日1回 夕食後	1錠	10	60	24 60	600	
2	1	1.6	1.6	ジルムロ配合錠LD「武田テバ」 【内服】1日1回 朝食後	1錠	4	60	24 60	240	
摘要										



審査委員会での【請求に対する疑義?】
Q、同一有効成分で同一剤形ですが、それぞれ薬剤調製料および調剤管理料の算定はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 査定処理

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	1.6	1.6	ザクラス配合錠HD 【内服】1日1回 夕食後	1錠	10	60	24 60	600	
2	1	1.6	1.6	ジルムロ配合錠LD「武田テバ」 【内服】1日1回 朝食後	1錠	4	60	24 0 60 0	240	
摘要										

内服薬の薬剤調製料は、1剤を所定単位とし、1回の処方箋受付について4剤以上ある場合についても、3剤として算定します。また、同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数にかかわらず1剤として算定するとされています。調剤管理料についても、薬剤調製料に準じて判断します。ザクラス配合錠HDとジルムロ配合錠LD「武田テバ」の有効成分は、いずれもアジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩であり、同一有効成分かつ同一剤形のため1調剤として取り扱う必要があります。したがって、No.2の薬剤調製料および調剤管理料は査定処理となりました。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 P38、P48 参照>

※アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩配合剤の1日2回投与については、疑義照会済みとする。

事例3 (査定事例) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定について

〈処方〉

カルボシステイン錠500mg「サワイ」 3錠
1日3回 毎食後 30日分

〈参考レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	10.3	10.3	カルボシステイン錠500mg「サワイ」3錠 【内服】1日3回 毎食後	2	30	24 60	60	
							薬学管理料		
							医シA1 3		

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	2.6	2.6	カルボシステイン錠500mg「サワイ」 3錠 【内服】1日3回 毎食後	2	30	24 60	60	
摘要									



〈審査結果〉 査定処理

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	2.6	2.6	カルボシステイン錠500mg「サワイ」 3錠 【内服】1日3回 毎食後	2	30	24 60	60	
摘要									

薬学管理料
医シB1 +
0

医療情報・システム基盤整備体制充実加算は、オンライン資格確認の導入の原則義務化を踏まえ、オンライン資格確認を導入している保険薬局において、患者に係る十分な情報を活用して調剤を実施すること等を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において調剤した場合に、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、6月に1回に限り3点を算定できます（マイナンバーカードを利用しない場合。令和5年4月から12月までは時限的な特例措置として4点を算定）。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（マイナンバーカードによる資格確認の方法）により当該患者に係る診療情報を取得等した場合は、同加算2として、6月に1回に限り1点を算定します。
当該加算1を算定する患者について、6月以内に同加算2を算定することはできないため、査定処理となりました。なお、同加算2を算定する患者についても、6月以内に同加算1を算定することはできません。

＜診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第269号）

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いについて」（令和4年9月5日 保医発 0905 第1号）参照＞

＜厚生労働省保険局医療課 令和4年9月5日事務連絡

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）参照＞